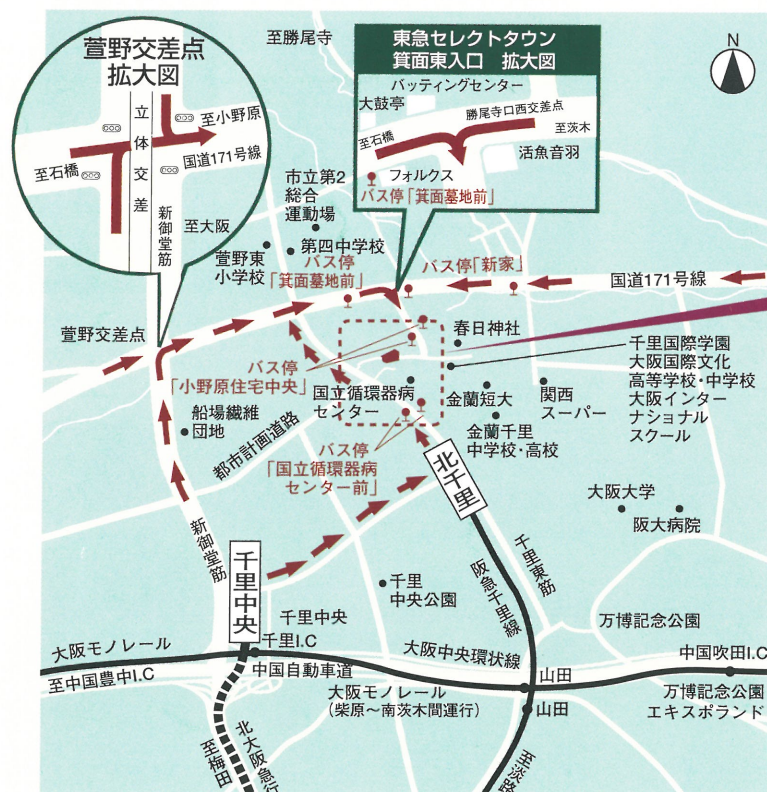
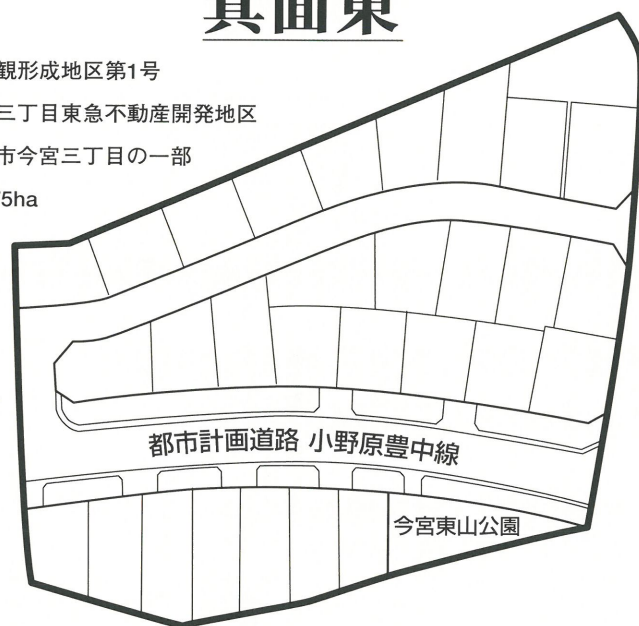
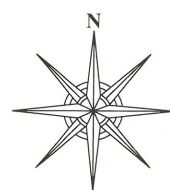


SELECT TOWN 東急セレクトタウン 箕面東

箕面市都市景観形成地区第1号

- 名称／今宮三丁目東急不動産開発地区
- 位置／箕面市今宮三丁目の一部
- 面積／約0.75ha



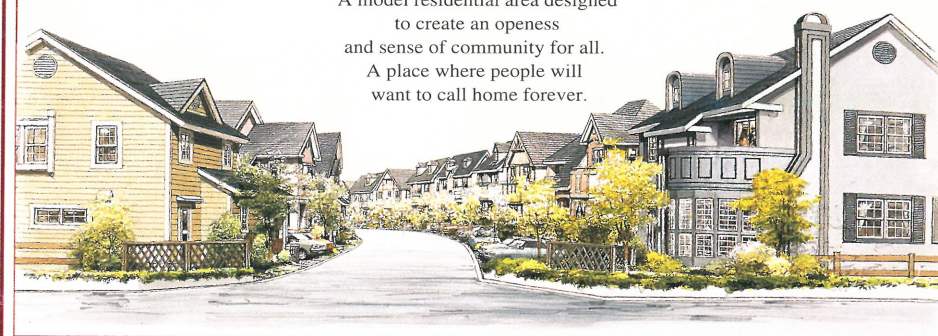
現地拡大図



WELCOME TO OUR TOWN

SELECT TOWN 東急セレクトタウン 箕面東

A model residential area designed
to create an openness
and sense of community for all.
A place where people will
want to call home forever.



街並みの基準について

「都市景観形成基準」

東急セレクトタウン箕面東は、
箕面市都市景観形成地区第1号の指定を受けました。

都市景観形成地区って、何だろう。

マイホームの夢を描く時、住まいと同じように周辺環境も大切なポイント。

箕面市では良好なまちづくりの推進と快適な市民生活の実現を図る目的で、「箕面市都市景観基本計画」を策定し、都市景観形成の基本方針を示しました。

平成4年5月には「都市景観形成要綱」を定めるなど、積極的に取り組んでいます。

そうした中で、東急セレクトタウン箕面東は平成8年10月9日付けで都市景観形成地区の第1号として指定され、都市景観形成基準が定められました。

さっそく、その内容をご紹介します。



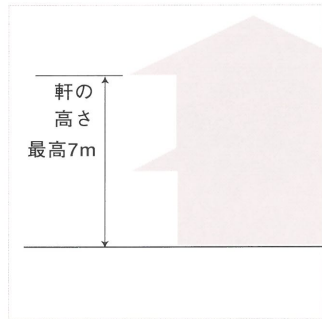
みんなでつくる、夢ある街。

東急セレクトタウン箕面東は、特徴ある都市景観を形成するための都市景観基準が定められており、弊社ではこれらの基準にそった街づくりを進めてまいりましたが、お客様にご配慮いただきたい点もございます。将来、増改築等を行われる場合にはこの基準に沿った内容で事前に箕面市への届出が必要です。また、地区内の土地や建物を転売する際は、これらの基準を守ることを相手に説明することが必要となります。ご一読いただきご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

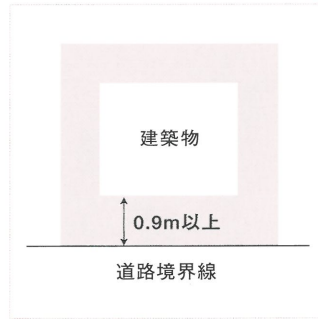
《都市景観の形成に関する基準》



用途について／戸建住宅を原則とします。ただし、喫茶店・レストラン・ティック等の店舗・学習塾・各種教室及び公益上必要な建築物等については、周辺景観との調和に配慮して建てるができます。



規模について／建築物は2階建または小屋裏3階建とし、軒の高さの最高限度は7mとします。



配置について(1)／建築物の外壁またはこれにかわる柱の面から道路境界線までの距離は、0.9m以上とします。ただし建築物の外壁またはこれにかわる柱の中心線の長さの合計が3m以下の場合及び自動車車庫は除きます。



配置について(2)／都市計画道路小野原豊中線に面する宅地は、駐車場への進入位置を変更することにはできません。



配置について(3)／一階部分の形態、駐車場などは、街並みの連続感を出すに配慮し、デザインを工夫してください。



配置について(4)／敷ぎわは、開放的な空間を確保し、緑で飾るように努めましょう。



外観について(1)／建築様式はアメリカンスタイルを基調に、まとまりのある意匠を施すことに努めるとともにオープン外構や輸入資材等の導入により単調な外観を避け、街並みに表情を与える明るいデザインを施してください。



外観について(2)／屋根の形状は勾配屋根とし、スカイラインの調和に努めましょう。



外観について(3)／建築物の正面以外の立面についても、外部から見た建築物全体的美観に配慮してください。



外観について(4)／バルコニーまたは出窓には、鉢植えやフラワーボット等で緑化に努めてください。



外観について(5)／シンボルツリーの設置に努め、周辺景観との調和を図った個性ある外構緑化を施しましょう。



外観について(6)／隣接地及び道路との境界部は、見通しのきく柵または生け垣とするように努めてください。



外観の材料について／駐車場及び玄関先の地表面の仕上げは、自然素材を使用し、緑化に努めてください。



外観の色彩について(1)／建築物の外壁の基調色は、明度5以上9.5以下、彩度1以上5以下とします。



外観の色彩について(2)／屋根の基調色は、明度2以上4.5以下、彩度1.5以下とします。



広告物について／広告物は、掲出する建築物とデザインの調和を図るとともに、まちのイメージを高めるよう表現に配慮し、大きさや表示内容は必要最小限にします。



一区画あたりの面積や地盤の高さについては、現状を基本に土地の区画形質基準に従ってください。